

平成21年度 第1回山北地区地域審議会 議事録

開催日時 平成21年7月14日（火） 10:00～11:30

開催場所 さんぽく会館 集会室

出席委員 斎藤寅二会長、佐藤公夫副会長、富樫幸生、佐藤勝敏、佐藤庄平、斎藤泰
平方一生、富樫保晴、富樫賢一

欠席委員 富樫栄晴、堤一彦、國井千寿子

出席職員 富樫支所長
(事務局) 政策推進課 太田副参事
地域振興課 富樫主査、村山主査

傍聴者 なし

会議次第 別紙のとおり

会議経過 別紙のとおり

会議経過

1. 開会

事務局：本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。会議に入ります前に、事務局に異動がありましたので、開会前に報告をさせていただきます。

- ・富樫支所長：あいさつ
- ・板垣係長：あいさつ

事務局：それでは、開会に先立ちまして本日の会議資料を確認させていただきます。

（各資料の確認）

それでは、ただいまから平成21年度第1回山北地区地域審議会を開会いたします。

2. 委嘱状交付

事務局：委員の交代があったため委嘱を交付

（富樫商工会長へ支所長が交付）

3. あいさつ

会長：皆様には公私共にご多忙中にもかかわらず、平成21年度第1回山北地区地域審議会にご出席をいただきありがとうございます。今年度の地域審議会は、合併後1年を経過したことを踏まえ、市及び各地域の活性化についての提言を取りまとめ、意見書として提出する予定になっております。今後の山北地域の活性化のために、皆様から積極的なご意見をいただきながら、意見書を取りまとめたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございました。それではこれから議事に入らせていただきますが、会議の議長は会長が努めることとなっておりますので、会長に議長をお願いします。

4. 報告事項

会長：4番の報告事項について、事務局に説明を求める。

事務局：「資料No.2 合併基本計画の執行状況」について、総計33事業中、事業完了となったものが3事業、事業着手をしたのが17事業、計画年度未到来で今後事業着手をするものが12事業、未着手1事業。未着手の1事業については計画内容の精査により計画年度の変更ということで、今年度以降に着手。具体的な名称については、神林地区の通信設備の整備。概ね計画通りで今のところ漏れ落ちなし。

続いて、「資料No.1 土地利用構想」、について昨年審議いただいた総合計画におけるゾーニングについて、合併市町村基本計画においては、各市町村でのゾーニングということだったが、昨年度の地域審議会での市長の諮問により審議いただいた結果、各地区の枠を越えた一体的な土地利用の方針を定めるということで意見の一一致を見た。“豊かな海と白砂清浜の海岸保全ゾーン”、“里山と温もりの環境共生ゾーン”、“うるおいの森林・水環境保全ゾーン”、“豊かな実りの農業中核ゾーン”という四つのゾーニングに分けられた。皆様方からご意見をいただいた個々

個別の地域特性等につきましては、それぞれ各計画の中に反映していく。その中でも土地利用計画については、都市計画マスターplan及び農村振興地域整備計画など個別の計画によって盛り込んでいってもらうということになる。この山北地区は“里山と温もりの環境共生ゾーン”と“豊かな海と白砂青松の海岸保全ゾーン”になる。続いて「資料No.3 村上市行政改革大綱及び実施計画について」実施計画については、現在審議中であり、本日お示しすることができない。大綱について、具体的な改革方針として4つの大きな柱を掲げている。

①組織職員改革

今後、合併に伴い、退職者の3割の職員しか補充しないため、職員数は減少していく。その中でも、各地域の住民サービスが的確に行われるよう組織改革を行っていく。単純に減らすのではなく、地域と密着できるような形をとって行きたいということで改革の方針を掲げている。

②財政改革

地方自治体の財政は年々厳しくなっているが、この地域が、今後何十年何百年と永続的に継続していくために、現時点での財政改革を行っていく必要がある。これは住民サービスを提供する側において、最も根幹となるところである。

③行政サービス改革

窓口改革等々、これまで行政で行ってきたサービスについて、今一度見直し、スリム化を図れる部分はスリム化を図り、充実を図る部分は充実化を図り、自治体としてスマートな行政経営をしたいということで掲げてある。

④施設改革

施設改革については、単に切り離すのではなく、真に必要な施設を住民の皆さんのが最も活用しやすい形で運営していくのがベストというふうに考えている。その中で、指定管理等、施設の統廃合を加え、財政改革と合わせ行政のスリム化を図ろうというもの。以上が4つの大きな柱。この計画については、現在策定中の総合計画と合わせ8年間の計画となっている。今後、新たに実施計画等新たな増加があったら逐一皆様に情報提供をさせていただく。次に「資料No.4 市民協働のまちづくり指針案」について、現在のところ行政案ということで策定させていただいた。当山北地域においては、行政と住民との協働が進んでいるので、書かれている内容がごく当たりまえだろうと思われるかもしれない。ただ、この当たりまえのものがこれから地域をつくって行くポイントだと思う。職員の減少に伴い、単に行政サービスの切り捨てということではなく、住民と一緒にやっていく事はやっていこうということで策定させていただいた。大きなポイントは、協働のまちづくりの支援制度（体制）。平成23年4月1日から市としては組織機構の改革を考えている。具体的に、本庁では自治振興課を設置、支所については自治振興室を設置したいと考えている。これらを設置することによって、地域の課題を解消するための一定の権限（予算）を持たせたい。地域課題があるときに、本庁に一回一回問い合わせを立ててから予算執行されるという弊害が出ていると聞いている。そういうものを極力なくし、支所完結型の予算執行を取れるようにしたい。特に地域コミュニティの維持の部分については、それぞれの個性があるので、本庁

一元集約というのは困難。支所で一定の予算を持ち、地域の方々が本当に作りやすいコミュニティ組織、自治活動を行ってもらいたいというのが主旨。協働のあり方としては、基本的に地域単位で考えてはいるが、各種市民団体等を網羅した形で、やって行きたいと考えている。もう一つ、本庁の自治振興課について、協働の形態というのはなかなか継続しづらいという部分がある。行政から投げかけるのではなく、住民が自分たちの自己、目標を持ってやっていかなければならぬ。それに対して行政がどう対応できるかが大切。地域の方々が「こういうことをしたい」といったときに、行政がどう相談に乗れるか、対応できるかが今後重要なになってくるだろう。ケースバイケース、それぞれに見合った形で役所の中を横断的にいける職員で対応したいと考えており、大きなポイントとなる。ただ、協働のまちづくりについては今後、大きな課題、問題点があろうかと思う。これから細かい部分をいろいろ検討していく。今後皆様方からいろんなご意見が出るかと思うが、そちらも含めて、この地域審議会、村上市全体において、最終的なものを作り上げて行きたい。

会長：これらに対する質疑について、一項目ずつ、または全体を通してどちらでも結構だが、意見が出やすいようにしたいと思うがどちらがよいか。

委員：質疑程度の話しとなると思うので、全体を通してでもよいのでは。

委員：資料2の合併事業について、これは平成20年度の事業項目一覧で、裏面には財源内訳が掲載されている。これを見ると神林東保育園建設事業が、平成20年度の事業として実績額が0円と表示されている。事業執行状況では完了となっていて、事業名等を見ると平成19年度実施事業、事業主体が神林村となっているが、こういった事業でも掲載しなければならないのか。

事務局：この取り扱いが非常に難しかった点で、基本計画を策定する段階において、この事業の最終完了年度が平成20年度に入るかもしれないということで、合併推進債を前倒しで使用するために基本計画に掲載した。掲載について迷ったのだが、基本的に合併推進債を使用するということで、あえて平成20年度のところに掲載したということ。

委員：では、合併前の19年度でも合併推進債は使えたのか。

事務局：合併の協定が終わった後であれば使えた。

委員：行革について“職員勤務体制改革”のところで、時差出勤制度の活用はあるが、具体的にどの時間からどの時間までを言うのか。もう一つ“窓口改革”的「年度末の利用」とあるが、どういう意味か。

事務局：年度末利用については、住基関係で住民の異動がかなり多くなるためその対応のこと。どうしても、年度末は、住民の異動、各種帳票の移動がかなり多くなるため、その対応のこと。また、時差出勤制度の活用は、通常言われているフレックスタイムというものではなく、地域業務等様々あると思うが、この解消のために可能な限り時間をずらし8時間勤務を維持してもらうということ。現在実施しているものとさほど変わらないが、無駄な時間を省いて、その日の業務に見合った勤務体制をとってもらおうということ。

委員：ちょっと良くわからない。

事務局：例えば、夜の会議があった場合、超勤対応というのが普通だが、現実的にその日の午前の業務を翌日にまわせるものであれば、超過勤務をつけるのではなく、午前中を振替にしてまつて、午後から勤務をするということ。

委 員：振替ということですね。そうすればわかりました。

会 長：その他あるか。

会 長：特になければ5番目の議事の地区の活性化について議論したいと思います。

5 議 事

(1) 地区の活性化について

会 長：それでは、地区の活性化の検討についてということで、事務局から説明願う。

事務局：資料No.5をご覧ください。今年度の地域審議会は市及び各地区の活性化についての提言をまとめていただく予定。合併後、1年が経過したが、これまでの市の取り組みなどを踏まえ、今後の山北地区の活性化のためにはどのような取り組みが必要であるか、皆様方からご意見をお願いしたい。なお、具体的な個々の事業というよりは「山北地区にとってどのような施策が今後必要か」、「市全体としてどのような施策が必要か」という観点で協議をいただきたい。なお、今年度の地域審議会は今回を含め、10月、1月の計3回と非常に回数の少ない中でのとりまとめになる。今回は皆様方から多くの意見、提案をいただき、次回、これらを一旦とりまとめ、それに対してまた意見をいただくようにしたい。

会 長：事務局から説明があったとおり、合併後1年が経過し、地区の活性化を検討するに当たって1から6の項目を踏まえ、意見をお願いする。

委 員：先ほど、協働のまちづくりについて話があったが、これから地域づくりはまさに官民協働の取り組みがなければできないと基本的には思う。ただ、現在“協働”という言葉は、行政の方から押し付けで、“やらなければならない”というふうに感じてしまう。7万住民に対する説明をしっかりと押し付けになってしまふ。本来の目的“自分の地域は自分たちが良くするんだ”という理念が備わってこないといい仕事ができないと思う。こういったチラシなども誰が読んでもわかりやすいものに、必要性を訴えたほうが良い。もう一つは、支援制度という言葉が書いてあるが、ここが重要なところで、表に出た支援は駄目だと思うが、行政が後ろから、引いたり押したりの仕掛けをいかにできるかが必要と思う。例えば、私の集落では、春先と今の時期に県道、市道の草刈等を行っている。前には、もし事故等があれば大変なため保険をかけていた。こういった作業の保険などに対する支援を具体的な形で行ったほうが良いのではと思う。そうでないと、言葉だけで終わってしまうと感じてしまう。

委 員：関連して、集落の共同作業について、河川敷の草刈について保険会社に一日保険に加入できないかと聞いたが、使う機械で対象外といわれた。住民には事故のないようにというしかないが、長としては不安もある。また、自治会について、小さい集落ながらも運営しているが、手続きが面倒で、集落内も高齢化が進んでいる現状で、前会長が亡くなったため、会長を変更しなければならないのと、会計年度を4月から3月に変更したいと思うのだが、とても手続きが面倒で、も

う少し集落の自治というものを行政のほうで、利益を追求する会ではないので支援を願えないかと思う。一番問題なのは、共有財産があるために自治会にしたわけなので、もうちょっと手続きが簡便にできないのかなと思い悩んでいる。そういったところも行政の計らいで何とかならないのかと思う。

会長：ただいまの意見は、集落の様々な実態を加味しながら支援策をということだが。

副会長：先ほど共同作業の件で、傷害保険をということだが。寒川の場合だと、草刈をする際、機械等を使用しているが、その際も100名程度分、保険に加入し行っており、幸い事故等もない。40年ほど前、火災の後始末だけが人が発生し、それに懲りて現在では、保険加入を必ず行っている。それから自治会の話しも出たが、寒川地区の共有財産区についても昭和47年から自治会を設立し、昨年の暮れでしょうか、あわてて処理をしないように、共有財産区の皆さんで自助努力をしてもらい、様々な苦労を経て集落の財産という形にさせていただいた。

委員：自治会の会長について、業務は総代が行い、自治会の会長は名前のみというところがあると聞き及んでいるが、要するに、総代であれば1、2年で交代するわけだが、総代が自治会長を兼務する状況であるようならば、そのたびに、定款等の変更届を出さなければならない。小さな集落の自治会では維持できない。

委員：今まで各地域に、それなりに事業とかを実施してきているわけだが、合併して一括でどうこうできるわけではない。それをどういった形で行うか。特に小さい集落は、高齢化が進み限界集落といつても過言ではない時代が押し迫ってきている。またそうなった場合、中央集権、中央に集約されていくような形になることも考えられる。そういう中で、いかに地域活性化をどういった施策で行うか、または還元するかをもっと突っ込んだ形で検討しないとなかなか地域活性化は難しいと思う。

委員：48集落で、自治会を形成しているのはどのくらいあるか。

支所長：地縁団体か。

委員：そう。

事務局：15団体くらい。

委員：自治会とか、自主防災などもそうだが、行政に言われて集落の会議等には出しが、誰が主になってやれるか。日中の時間帯など高齢者ばかりでまったく機能しない。介助も必要な人がおり、役員で対応することとはしているが、他にも高齢者が多いため、自主防災会の組織については二の足を踏んでいる状況。

委員：今の自主防災会についてと協働のまちづくりについて関連があるが、うちの集落では、年に1回、集落役員と消防団、自主防災会と懇談会を、消防団からの防災、災害などのテーマによって開催し、その後一献交わすなどの取り組みを行っている。その中で、深刻というか、困った状況の問題だが、消防団員の減少が著しく、下海府の場合では消防団員がゼロという集落もある。私どもの集落では、今年は8人、2年後は2人になるという深刻な話を聞いて、驚いたわけだが、5、6年後になればゼロになるという話を聞かされた。可搬式のポンプを作動させるにも2人3人では無理、最低4人、災害時の対応なども、いざとなれば行政は消防団に要請すると聞いているが、今後そういうことができるのか、集落の消防

団として機能するのか不安がある。これは、今後年数を増していくと更に不安になってくる。今後、行政としてどういった対応を考えているのか、また、消防の本部でどう考えているのか、また、集落での体制はどうとっていいのか、おそらく、自主防災会を強固にしていくということにならなければと考えている。今後、義務的に自主防災会をつくりなさいということで推進していかなければ“協働のまちづくり”ということにならなければならないのではと思う。自主防災会と消防団との関連等をきちんと検討してほしいと考えている。

会長：ただいま地域の安全安心などに関する意見であるが。事務局に聞きたいのだが、言い換れば遅すぎたのかなあということだが、合併する条件として、地域の支所の活性化を図るために、自治振興室を設置することは事前の条件であったと記憶している。各支所に、多少の予算、補助金を配分し事業を執行できるよう、合併前の約束であって、3年間はそれまでの各地域の計画に準じて行くということであったと思う。蓋を開けたら、本所は村上、物事をやるにしても本所に聞かなければ駄目だという、この地域でやってきたことがほとんど系統的になってきているということが現状だと思う。そういう声が、自治振興室の設立につながったと思う。こういうものをつくるとしても2、3年かかるようであれば、また同じような状況で進まなければならないが、この辺はどうなっているのか。

事務局：合併に対しての認識について、地区において温度差があったのは否めない事実である。自治振興課、自治振興室の設置が平成23年4月からということで、今すぐにできるのではないかという声もある。前段として、来年度内部で、準備のための専門部署を設ける予定でいる。温度差のケースもあり、現実的に3年間で均そうという部分についても、会の先駆的な部分、サービス的な部分において差があるので、その整理をするための住民の方の合意、整理がかなり時間的に必要ということはご理解いただきたい。前段の部分は私どもの認識の違いで、結果として住民のみなさんにご迷惑をおかけしたということでお詫びしなければならない部分、ただこれから先については、支所の活性化というよりは、地域コミュニティの活性化に主眼を置きたいと考えているので、支所にすべて置くというのではなく、本当に住民の方が望んでいる部分、その部分を支所完結でやっていただきたいと考えている。

会長：まず、活性化はいいのだが、各集落で住みよい地域にしていきたいということで、共同作業をしたりして住みよい地域にしてきたが、そこにお金がかかる、そういったことは、今まで、旧山北町であれば「魅力在る集落づくり事業」ということで補助金をいただいた。そういう体制で、各集落で様々な歴史を考えたり、コミュニティを考えたりして楽しく集落づくりを実施してきたが、今現在、やろうとしてもなかなか思うように進まない。住民から良く聞く言葉だが「合併したためさっぱり対応してくれない」という言葉が聞かれる。こんな意見が多く出てくると合併して悪かったなということに極端になってしまふといけないため、このようなことを言われないような施策が必要ではないか。

事務局：私どもが考えているのは、5地区それぞれ画一的な予算の執行の仕方というのを考えていない。各地域単位で総額どれくらいという予算の権限を持たせたいと

考えている。それぞれの地区においてやりやすい形をとってもらえばと考えている。当然支所の権限というのはここで増幅されると考えている。まだ案であり、最終決定ではないが、政策推進課としてはこのような形で現在検討をしている。

会長：私の今言ったことは、各支所での手続きなどの時間の短縮をしてもらいたいというのが機能の問題であって、機能が良いか悪いかというのが決まってしまう。特に山北地域は山あり谷ありの一連した地域ではない。この辺は、職員の問題にしても、同じ100人に1人といつても、平場での100人に1人とは違うのではと考える。うちの方は、5つも6つも1人で回らなければ100人にならないということはサービスが低下するのは当たりまえだから、その辺を考慮して地域のことを考えていただきたいと思う。ほかにみなさんから、忌憚のない意見をお願いしたい。

委員：商工会の活動から一つお願いしたい。今、合併して、村上市に4つの商工会があるが、市から年間430万円の補助金をいただいている。その中で、年々補助金を減らしていく方向であると聞いているが、4商工会のうち一番補助金は少ないだろう。運営費に対する補助はしないで、事業内容を精査したうえで、事業費を補助していただく。事業内容によっては、市としては補助してもらえないようなものが結構あると思うし、その中にあって、会員においては、昨今の不況、役所機能の集約などにより、交流人口の減少や事業者の出入りが減り、売上が落ちてきた事業者もある。旧山北町の産業団体というのは、他の団体は合併あるいは合併予定であるため、現在残されているのは商工会だけである。そして、商工会員からも豊かな海と白砂青松の海岸とか、里山と温もりの環境などを考えている会員も増えてきており、環境問題も商工会の大きな問題として取り入れていかなければならないという意見も出てきている。従来、商工会事業ではなかったものでも商工会事業として取り入れていかなければならないと思うし、商工会県連合会の方から“商工農”連携事業もなるべく地域振興のための事業を実施しなさいということで指導も受けているので、なるべくみなさんとの連携を深めたいと考えている。事業をするにあたっても、予算が足りない、行政の支援もできないということで止めざるを得えない事業もあるが、自治振興室というものが設立されれば、そちらと連携も図りたいと思うし、今年度、来年度については産業課と相談させていただきたいと思う。

会長：自治振興課、自治振興室について早めに設立していただきたいというのが各地域の要望であるというのが固まれば、早急に設置していただけるかもしれないで、お願いしたい。

委員：産業支援策というのがあるが、大毎は百姓どころ、昨年、豪雨が多く20箇所の田が抜けたところがあるが、全然災害採択されない。今までであれば、1、2箇所でも採択してくれたが、今は全然駄目だ。気象条件が合わないと全然採択ならない。何にも支援がないため、一回抜けければ、その後は米を作らないという現状にある。耕作放棄を防止する観点からいくと、こういうことを続けていくとどんどん増えていくことが予想される。もう少し基準を緩和するようにしてほしい。現在、110haある水田の内、耕作しているのは60ha。一回崩壊すると、自力での復旧はなかなか難しい。これからも維持していくためにも何とか考えてほしい。

支所長：国の災害の採択基準では、雨量等のデータの関係で採択を受けられなかつたが、市のほうでも独自の旧山北町時代から農地農業用施設の支援制度がある。できるだけ支援してきたつもり。しかし、昨年度、残った箇所については、今後採択案件を待つてできれば採択できるようにしていきたいと思う。また、農地農業用施設の災害採択を受けられなかつた場合は、40万円以下の市の独自の支援制度もあるので、そちらの活用も検討していただきたい。

委員：そういう制度を積極的にアピールしていただきたい。雨量計などもこまめに設置することもお願いしたい。

会長：今のは、貴重な意見ですが、今までだったらすぐできた、だけど合併したらできなくなつたということではなくて、こういう形でできますよということを行政から積極的に説明をしてほしい。これも住民サービスの一環。

委員：議題が地区の活性化の検討なので、私なりの考えを述べたい。

まず一つには、人口対策、定住対策という項目というものがあるが、若者が定住するための大変な要件として就労の場、経済の確保ということなのだが、これは、企業誘致も必要だし、新しい事業所の創設も必要であるがなかなか実行しにくいく思う。とりあえず、それらも目指しながら、若い人が地域に対する关心や思いを育むことが必要だと思う。地域を愛することによって定住する人も出てくると思う。実は20年前若者まちづくり委員会を作つて、若い人を集めてディスカッションしたり一日青年議会を開催したり、そういう組織をつくつて若い人を呼びかけた。ただ、今あるさんぽく塾はチラシ、市報で今年度の塾生募集しますでは駄目だと思うんで、何かイベントを仕掛けて、そこにイベントスタッフを募集しながら、来た人を抱き込んで輪を広げていくということを行なうながら、若い人を行政、まちづくりに参画させる仕組みを考え、地域を理解し考えるようになつてくれればと思う。そういう人たちが増え、山北から波及し他の4つの地域に広がれば、相互交流につながると思う。荒川地区と山北地区の若い人でそれを知っている人はそんなにいないと思う。これを核としてお互いに交流しあうようにしていいってはどうか。二つ目は、地産地消の推進ということだが、具体的に実施するには小さいところからスタートするべきだと思う。できれば公共施設で、山北では「海・山・川」の産物もあるのでそれらを使い、給食センターで全面的に使う、または、老人福祉センターで使うなど、大きなところから始めるのではなく、小さなところから地産地消の取り組みを進めていく必要があるのではと思う。もう一つが、土地利用構想の中にコミュニティバスの記載があつたが、うちのほうは48集落が点在しているので、できれば小さなバスが定期的に地区内をまわる仕組みがこれから高齢化もさらに進むので必要だと思う。一日1、2回定期的に走らせることで利便性にもつながるし、もう一つ、運転手、乗務員などの雇用の創出にもなる。複合的に、定住対策と住民福祉などを連動して考えていくればと思い、私なりの考え方3つ提案させていただいた。

委員：私から関連して。今佐藤委員から言われたこと、まったくそのとおりと思う。コミュニティバスというのはもっともっと動かして、高齢者が利用しやすくなればと思う。徳洲会のバスも村上から鶴岡まで走っていて、会員を対象に走ってい

るし、山北の、ゆったり塾でもバスを利用してもらっている。ゆったり塾参加者は買い物に行くのも楽しみで参加しているし、徳洲会バス利用者も同様のようだ。村上地区でもスーパー利用者のためにバスを走らせているが、このバスを走らせているので、路線バスの乗車数が少ないなども聞いている。ぜひこれからこの地域の公共交通手段は、佐藤委員がおっしゃったように様々な観点から、小型のバスで各集落をまわってくれたら私たちも利用しやすいと思う。特に山北では放射線状の道路しかない不便なところなので、そんなところも考慮していただければと思う。

委員：同じ交通に関連するが、今までは、高齢者等の話だが、今度は若者、高校生の問題。私も朝、高校生を勝木駅まで送迎するが、非常に車の台数が多く、集落の方々も迷惑しているのではと思う。何でバスに乗らないのか、バス料金が高くて利用できない。車が渋滞するほどの利用者がある状況なのだから、何とかバス利用に対する支援などがあればもっといいのかと思う。その方が、家族にゆとりが持てるし、交通安全などにもつながってよいのでは。

事務局：今、言われている、公共交通の問題だが、村上市においては国土交通省の補助を受け今年度、来週から地域公共交通会議というものを開く。今の段階では、地域の課題等を見出し、最終的にはモデル地区を設定し、その地区に見合うバスの運行形態というものを構築していきたいと考えており、継続的に利用できるものを目指している。“コミュニティバス”とか“デマンドバス”などがいろいろ出てくるかと思う。それともう一点、高校生の問題だが、確かに高い。北中から村上まで800円くらいかかるというふうに聞いている。そういうたるものも含め、空バスを走らせるより、助成をして乗車率を高めた方がいいのではないか。もっともな意見だと思う。その辺を踏まえ、タクシー事業者、バス事業者、その他交通関係の方を含め市のほうで取り組んでいく。現実的に取り組んでどうなるかは、はつきりはしないが、交通的に利便性の高いところは現状で維持するが、交通条件の困難なところから取り組んでいく考え。皆さんのおところにも私たち職員が後ほどお邪魔し、ご意見、要望等を伺いますのでよろしくお願ひいたします。また、皆さんもお帰りになりましたら、地域の皆さんに周知し様々な意見を聞きいていただき、私どもにもお聞かせいただければ幸いです。

委員：何か案内みたいなものを総代宛に発送は。

事務局：今は各役職の方、委員の方に案内は発送しているが、実際モデル地区になると、その集落に私どもが伺い、説明会を開催するが、その際、支所を通じて連絡をするのでよろしくお願ひいたします。

会長：それでは、活性化についての皆さんのお考えを満遍なく伺いたいと思いますが、時間の関係上もう一方だけ。

委員：さっき、事務局から5地区画一的な予算配当はしない。メリハリのある予算配当をすることは大変結構で、心強く思うが、プラス、各地区の個性を創出するための自由に使える予算、500万円、1,000万円でもいいが、地域の個性を出すために配当していただきたい。

委員：今更だとは思いますが、不景気のときに合併とは、タイミングが悪かった。地域

の活性化と言っても、なかなか取り組む気力が起きないのでと思う。

会長：ほかに意見はあるか。

委員：さっきから共同作業の話が出ているが、森林組合では下刈り機を扱う際、もし事故があった場合労災も出ないと悪いため、資格を取得して行っているが、各集落で共同作業を、市の要請で行っていると思うが、その点は、市としては考えていいないか。

支所長：市で委託したものについては、公務災害等に対する保険等をかけているが、各集落で行うものについては、各集落で保険をかけていってもらうようとしている。

委員：もし、重大事故等が発生した場合、従来の保険では適用にならない場合があるため、その辺は集落に周知し、市からの指導をしたほうがよい。

(2) その他

会長：事務局からその他あるか。

事務局：特にない

会長：委員の皆さん特にありませんか。

各委員：特にない。

会長：それでは、これをもちまして今日の議題を終了する。委員の皆さんからほかに意見がございましたら、事務局へお伝え願えればと思います。

6. その他

事務局：その他に移りたいと思うが、事務局では特に用意していないが、皆様の方から何かございましたらお願ひしたい。

各委員：特にありません。

7. 閉会

事務局：それでは、長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。本日予定しました日程はこれで全て終了しましたので、最後に佐藤副会長からごあいさつをお願いします。

副会長：私は、合併して何が良かったかと聞かれて、郵便を出すときに書く字が非常に短くなつたと笑いながら言うんですが、本当によくやく1年が過ぎ、これから、様々な問題が出てくるのだろうと思います。本当に今日は、氷山の一角のお話を聞いたと思いますが、当然市長を始め、行政の方々も一生懸命に取り組んでいたと思いますが、我々もそれなりに取り組んで行きたいと思いますので、行政改革等に頑張っていただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(閉会 11:30)